市民税・県民税の申告要否判定

※下の図は申告の要否を簡単に判断するための目安であり
ここに記載していないケースでも申告が必要な場合があります。

スタート

令和7年1月1日現在、中野市に住民登録がありますか？

- いいえ → 令和7年1月1日現在にお住まいの市区町村へ申告してください。
- はい ↓

令和6年中に収入はありましたか？
※遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当などの非課税所得のみの人は**いいえ**へ

- いいえ → 市内に住所がある親族があなたを扶養親族等として、申告もしくは年末調整をしていますか？
（社会保険の扶養とは異なります）
※市外に住所がある人の扶養親族等になっている人は**いいえ**へ
非課税所得を除いた所得が48万円を超える人は、税法上の扶養親族等には該当しません。
  - はい → **申告は不要です**
  - いいえ → **申告が必要です**
申告書表面右下「収入がなかった人の記入欄」へ記入してください。
- はい → 公的年金(遺族・障害年金を除く)収入のみですか？
※公的年金以外の収入が非課税所得のみの人は**はい**へ
  - いいえ → 給与収入のみですか？
※給与以外の収入が公的年金のみの人は**はい**へ
※事業所得、不動産所得、配当所得、その他雑所得などがある人は**いいえ**へ
    - はい → 12月まで在職し、会社で年末調整を受けましたか？
年末調整とは、給与天引された所得税の過不足額を精算する手続きのことです。
      - はい → 年末調整をした会社以外からの給与はないですか？
        - はい → **申告は不要です**
ただし、勤務先から市に給与支払報告書の提出がない人については申告が必要です。
また、年末調整で申告できない医療費控除などを受ける人は所得税の確定申告などが必要です。
        - いいえ → **申告が必要です**
申告する内容によっては、所得税の確定申告が必要になることもあります。【注2】
      - いいえ → **申告が必要です**
    - いいえ → **申告が必要です**
  - はい → 公的年金等の収入金額が98万円(65歳以上の人は148万円)以下ですか？
    - はい → **申告は不要です**
    - いいえ → 「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外に各種控除(扶養、社会保険料、生命保険料、医療費、寄附金など)の適用を受けますか？【注1】
      - はい → **申告が必要です**
      - いいえ → **申告は不要です**
令和7年度の市民税・県民税は日本年金機構等からの公的年金等支払報告書に基づいて計算されます。

⚠前年中に収入がなかった人・非課税所得のみであった人も申告が必要な場合があります

収入に関する申告がない場合、前年中の収入状況を把握できないため、国民健康保険税の軽減措置や児童手当、就学援助、公営住宅などの各種申請、市民税・県民税の諸証明の発行などに支障をきたすことがありますので、必要に応じて、申告書表面の右下「収入がなかった人の記入欄」に必要事項を記入の上、提出をお願いします。

非課税基準	均等割	所得割
	前年中の総所得金額が**38万円以下**	前年中の総所得金額が**45万円以下**

※控除の内容によって基準金額が変わる場合があります。

【注1】公的年金収入が400万円以下で確定申告が不要であっても、各種控除を追加することで市民税・県民税が減額になる場合があります。
【注2】青色申告者、土地建物(収用を除く)・株式・先物取引の譲渡所得のある人、初めて住宅借入金等特別控除を受ける人、雑損控除を申告する人、損失申告をする人については、申告内容が複雑なため、信濃中野税務署へご相談ください。

令和7年度　市民税・県民税 申告の手引き

この申告は、市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を算出する基礎となるほか、各種届出・申請に必要な証明書などを発行する場合の重要な資料となります。

申告期限　令和７年３月17日（月）

感染症対策について

会場の混雑を回避するため、**市役所本庁舎・豊田庁舎・北部公民館・西部公民館・永田窓口サービスステーションに設置する投かん箱に投かん**する提出方法をご利用ください。
また、相談会場にお越しの際は、感染症対策として以下についてご協力ください。
○咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は申告相談をご遠慮ください。
○必要最小限の人数でお越しください。

※予約のない場合、申告相談をお断りさせていただくことがあります。

○感染症リスク回避のため、**必ず予約のうえ**相談会場にお越しください。
予約受付期間：令和7年2月3日(月)から3月14日(金)までの平日　午前8時30分から午後5時15分まで
予約専用電話番号：(0269)38－1300（市役所の代表番号では予約できません）

申告の際に必要なもの

＊所得税の確定申告をした人は提出不要です。

○市民税・県民税申告書
○マイナンバーカード又は個人番号通知カード
○申告者の本人確認書類（運転免許証等）※代理人の方がお越しの際は、本人（委任者）の番号確認書類（マイナンバーカード等）、委任状および代理人の本人確認書類（運転免許証等）もあわせてお持ちください。
○令和6年中の所得が明らかにできるもの（給与・公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書など）
○営業等・農業・不動産所得がある人は、事前に収入及び必要経費を記入した収支内訳書
○令和6年中に支払った保険料等がわかるもの
・国民年金、国民年金基金保険料控除証明書（領収書でも可）、生命保険料・地震保険料等の控除証明書
・医療費控除を申告する場合は、医療費の明細書及び医療費通知書
（人ごと、病院・薬局ごとに集計をしてあれば領収書でも申告可能です。）

注意事項　**分からない部分があって全部を記入できない場合でも、必ず収支内訳書及び医療費の集計は済ませておいてください。**

提出方法		
	申告相談で申告書を作成して提出	相談会場、相談日を**予約のうえ**ご来場ください。
	郵送で提出	同封の返信用封筒（切手必要）をご利用ください。（控除関係書類等を忘れずに同封してください。）
	投かん箱に提出（確定申告書は税務署に提出）	本庁舎・豊田庁舎・北部公民館・西部公民館・永田窓口サービスステーションにある投かん箱に投かんしてください。

確定申告をしなければならない人

1　事業所得・不動産所得・雑所得等があり、 所得税が発生する人
2　譲渡所得や山林所得を申告する人や、 損失申告をする人
3　年末調整時に申告し忘れた控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除等を申告し、所得税の還付を受ける人
4　給与所得者で、給与の収入金額が2,000万円を超える人
5　給与所得者で、給与所得以外の所得金額が20万円を超える人
6　公的年金等の収入金額が400万円以下だが、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
※この他にも確定申告をしなければならない場合があります

申告についてのお問い合わせ先

〒383-8614　中野市三好町一丁目３番19号
中野市役所　総務部　税務課　課税係
電話：(0269)22－2111　内線：225・322・464・287

中野市公式ホームページアドレス
https://www.city.nakano.nagano.jp/